

2020年施行の改正民法を基準に解答すること。

[1] 以下の事実を前提に下記の問に答えなさい。(30点)

- 1 2022年1月20日、Aは、Bから、年利11%の利息を毎月20日(土日の場合は翌週月曜)に11分割して10万円ずつ支払い、翌年1月20日に元金を返済するという約束で1000万円を借り受けた。Aは2022年中には約定通り利息を支払ったが、年末には債務の支払ができない状態に陥った。Aのこのような窮状は、B以外のAの債権者の全員が知ることとなった。
- 2 2023年1月9日、Aは、債権者Cに自己所有の甲土地(時価3000万円)を2000万円で売ってCに甲の引渡しと所有権移転登記を行い、その売却代金2000万円を債権者Dに対する債務の弁済に充て、さらに自己所有の乙土地(時価2000万円)を債権者Eに対する1800万円の債務の代物弁済として譲渡し、乙の所有権移転登記を行った。これらの土地の売却や弁済により、Aにはめぼしい財産は何も残らなかった。
- 3 2023年1月20日に1000万円をBに返済することができなかった。AにはB以外にも弁済を受けていない債権者がいるようである。
- 4 2023年1月22日、Cは甲に抵当権を設定して、Fから2500万円を借り入れた。FはAの窮状を知らなかった。

(問) 現在は1月25日である。弁護士のあなたは、Bから、詐害行為取消訴訟を起こせないかと相談を受けた。Bが誰に対してどういう請求ができるか(あるいはできないか)を、取消しの効果をも含め、根拠条文を示して説明しなさい。

[2] 次の事実を読んで後掲の各問に答えなさい。それぞれ根拠条文も示すこと。なお判例がある場合には、判例もふまえて解答すること。(70点)

- 1 夫Aに先立たれた妻Bが夫の死後10年ほどして死亡した(80歳)。
- 2 Bの身寄りとしては、別に暮らしている息子のC(不動産業を経営。52歳)と交通事故で亡くなった娘D(48歳)の娘、つまりBの孫にあたるE(イラストレーター。25歳)がいるのみであった(Eの父も同じ交通事故で母Cと共に亡くなっている)。
- 3 Bは足腰が弱り、歩くのも不自由であったため、EはBと同居し、仕事もほとんど家でこなし、その上、何かとBの身の回りの世話をし、家事も行っていた。
- 4 Bのめぼしい財産としては、Bが夫Aから相続し、居住していた甲不動産(土地・建物合わせて時価3000万円)と、夫Aから相続し、イタリアンレストランを営むFに建物を賃貸借している乙不動産(土地・建物合わせて時価2000万円)があり、それぞれBの単独の登記名義になっていた。
- 5 BF間の乙の賃貸借契約では、月額の家賃20万円、期間は10年とされ、実質は敷金である保証金60万円をFはBに支払っていた。
- 6 Bが死亡したのは、BF間に賃貸借契約が成立してから2年目であった。
- 7 なおCはBの生前からBの代理人として乙建物の賃貸業務や管理の一切を任されており、BF間の賃貸借契約もCがBを代理して締結したものであった。
- 8 FがBに支払う賃料はCが指定した銀行口座に振り込まれていた。CはそこからBとの間で取り

決めた C の管理報酬月額 2 万円を控除して、B 自身の銀行口座に振り込んでいた。

9 B が亡くなってから 2 年後に、C E 間の遺産分割協議により、甲は E が単独で所有権を取得し、乙は C が単独で所有権を取得することになり、それぞれ単独名義の所有権移転登記がなされた。

(問 1) 弁護士であるあなたは、E から次のように相談された。「インターネットで調べたら、遺産分割の効果は相続開始の時に遡ると書いてありました。そうすると乙は相続開始の時から C のものということになって、B が亡くなってから 2 年間の間、乙の賃借人 F から C の指定口座に振り込まれていた賃料 (合計 480 万円) も全部 C のものになるのですか?」。あなたはどのように回答しますか。(30 点)

10 事実 9 から 1 年後に、F が G 会社に請負代金 200 万円で依頼していた乙の改装工事が完了した。

11 この改装は、<建物の構造を変更しない限り F が自由に乙を改装できる、但し、賃貸借終了時の有益費償還義務を C は負わない>という条件で C の承諾を得たものであった。

12 ところが事実 10 から 3 ヶ月後に F は急性心不全のため、家賃を 3 ヶ月分滞納したまま病死してしまった。F には相続人はおらず、目ぼしい財産もない。

(問 2) 事実 12 から 1 ヶ月後に、乙建物の改装工事を請け負った G が「F から 50 万円を受け取っただけで、残代金 150 万円が残っている。改装された乙建物の現在の所有者は C なのだから、C が 150 万円を支払ってくれ」と言ってきた。「G の請求に応じなければならないのですか?」と C から相談された弁護士であるあなたはどのように回答しますか。(30 点)

13 問 2 の問題は、交渉によりなんとか解決したが、その後、台風が乙建物の所在地域を通過した際に、乙建物に附設された看板が剥がれて吹き飛び、運悪く通行人 H に当たり、H が死亡してしまった。

14 看板が剥がれた原因は乙の改装工事を請負った G が看板の留め具を十分に閉めていなかったことによるものと判明した。なお G は経営不振で倒産寸前である。

15 H には妻 J と本件事故当時胎児で、その 3 ヶ月後に H が出産した H の息子 K がいる。

(問 3) J から「H の死亡に対する損害賠償請求をしたいのですが、誰にどのような法的構成で請求できますか?相手方から予想される反論はどのようなものでしょう。また息子の K にも賠償請求権はあるのですか?」と相談された弁護士であるあなたは、① 誰が賠償権者になれるのか、② 責任原因に関する法的構成の順番で、どのように回答しますか。③ 複数の賠償義務者がいる場合は、その関係についても論じること。(40 点)